

財団法人日光社寺文化財保存会寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)
第 1 条
(事 務 局)
第 2 条

この法人は、財団法人日光社寺文化財保存会という。
この法人は、事務所を栃木県日光市山内 2 2 8 1 番地におく。

第 2 章 目的および事業

(目 的)
第 3 条

この法人は、日光の二荒山神社、東照宮ならびに輪王寺(以下「日光社寺」という。)の国宝および重要文化財指定の建造物(以下「指定建造物」という。)の保存修理および調査研究を行ない、あわせて日光社寺の指定建造物等の防災施設を整備し、日光社寺の指定建造物の保存および活用を図り、もって国民の文化財向上に寄与することを目的とする。

(事 業)
第 4 条

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
(1) 指定建造物の保存修理事業
(2) 指定建造物等の防災施設の整備に関する事業
(3) 漆、彩色、金具工事等に関する調査研究およびその成果の刊行
(4) その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産および会計

(資産の構成)
第 5 条

この法人の資産は、次のとおりとする。
(1) 設立当初の財産目録に記録された財産
(2) 資産から生ずる収入
(3) 事業に伴う収入
(4) 寄附金品
(5) その他の収入

(資産の種別)
第 6 条

この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記録された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)
第 7 条

この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)
第 8 条

基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむをえない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)
第 9 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)
第 10 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)
第 11 条 この法人収支決算は、理事長が作成し、財産目録、事務報告書および財産増減事由書とともに、監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経てその一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)
第 12 条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)
第 13 条 第 8 条ただし書きおよび前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行なおうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)
第 14 条 この法人の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 4 章 役員および評議員

(役員)
第 15 条 この法人には、次の役員をおく。
(1) 理事 5 名以上 7 名以内(うち 1 名を理事長とする)
(2) 監事 2 名または 3 名

(役員を選任)
第 16 条 理事および監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長を定める。

(理事の職務)
第 17 条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故あるとき、または欠けた時は、理事長があらかじめ指名した順序により理事がその職務を代理し、またはその職務を行なう。

3 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)
第 18 条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する職務を行なう。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況または事業の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会または文部科学大臣に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または評議員会を招集すること

(役員任期)

第 19 条

この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

(役員解任)

第 20 条

役員は、次の各号の1に該当するときは、理事現在数および評議員現在数のおおの3分の2以上の議決により役員解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第 21 条

役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員報酬は理事会の議決を経て理事長が定める

(評議員選出)

第 22 条

この法人には、評議員5名以上7名以内をおく。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 評議員には、第19条および第20条の規定を準用する。この場合においてこれからの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

第 23 条

評議員は評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行なうほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

第 5 章 技術専門委員会

(技術専門役員会)

第 24 条

この法人に、技術専門委員会をおく。

- 2 技術専門委員会は、理事会の諮問に応じ、第4条に定める事業に関する専門的および技術的な事項を調査審議し、理事長に対し必要と認める事項について助言する。
- 3 技術専門委員会の委員は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

第 6 章 会 議

(理事会の招集等)

第 25 条 理事会は、毎年 2 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合または理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、この請求があった日から 20 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第 26 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

2 理事会の議長は、この寄附行為の別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第 27 条

次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第 1 号、第 3 号および前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担および権利の放棄についての事項
- (6) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 前 2 条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において前 2 条中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第 28 条

すべての会議には、議事録を作成し、議長および出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

第 7 章 事 務 局

(事務局)

第 29 条

この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局に事務局長その他の職員をおき、理事長がこれを任免する。
- 3 職員は、有給とする。ただし事務局長は無給することができる。
- 4 事務局長は理事長の指揮をうけて事務を掌理し、その他の職員を指揮、監督する。

第 8 章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第 30 条

この寄附行為は、理事現在数および評議員現在数のおおの 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解 散)
第 31 条

この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数のおおのの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)
第 32 条

この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数および評議員現在数のおおのの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人に目的に種々の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 9 章 補 則

(書類および帳簿の備付等)
第 33 条

この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代る書類および帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員およびその他の職員の名簿および履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳および負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (6) 理事会および評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類および帳簿

- 2 前項の書類および帳簿は、永久保存しなければならない。ただし、前項第5号の帳簿および書類10年以上、同項第7号から第9号までの書類および帳簿は、1年以上保存しなければならない。

(細 則)
第 34 条

この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。